

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提出者	要 旨	送 付 委員会
13	令和8 年7月 9日	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度における医師意見書作成指定医の拡大について		陳情の趣旨 滋賀県内各市町が実施する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」において、現在、医師意見書の作成が「滋賀医科大学医学部附属病院」または「滋賀県立小児保健医療センター」の指定医に限定されている現状は、保護者および患児の地理的・時間的負担を増大させ、早期の補聴器装用と言語習得の機会を阻害する要因となっている。 本制度の趣旨である「聴覚障害を有する児童の早期発見・早期支援および言語発達支援」をよりの確に実現するため、一般の耳鼻咽喉科診療所（保険医療機関）に勤務する医師も、所定の研修および基準を満たすことで、医師意見書を作成できるよう、制度運用の拡大を強く要望する。 陳情の理由 1. 早期支援の重要性 軽度・中等度難聴児においては、早期の補聴器装用が言語習得および認知発達に極めて重要であることは、国内外のエビデンスにより明確に示されている。 2. 現状の課題 現在、滋賀県内の市町村が助成事業を実施しているが、いずれも「滋賀医科大学医学部附属病院」または「滋賀県立小児保健医療センター」の医師による意見書が必要とされている。県内全域に居住する保護者にとって、これらの特定施設への通院は地理的・時間的・経済的負担が大きく、実質的な制度利用の障壁となっている。 3. 一般診療所医師の対応可能性 難聴の診断および補聴器適応判断は、日常診療において耳鼻咽喉科医師が実施している業務であり、また、日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であれば、適切な聴力検査および臨床評価に基づき、客観的な意見書作成は十分に可能である。 4. 他自治体の事例との整合性 他県では、「指定医師」としての要件を「難聴の診断および補聴器装用の必要性を判断できる医師」とし、特定の施設に限定していない事例が多数見られる。滋賀県においても、公平かつアクセスしやすい制度設計が求められる。 5. 制度趣旨の最大化 本制度の目的は「難聴児の早期支援」であり、そのためには「いかに多くの対象児童が円滑に制度を利用できるか」が重要である。指定医の拡大は、制度の利用率向上、早期装用率の向上、ひいては長期的な児童のQOL向上および社会参加の促進に寄与する。 陳情事項 滋賀県および県内全市町に対して、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業における「医師意見書作成指定医」の要件を、現行の「滋賀医科大学医学部附属病院および滋賀県立小児保健医療センターの医師」から、「難聴の診断および補聴器装用の必要性を判断できる日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医」へ拡大するよう、制度運用の見直しを陳情する。	厚生・産業常任委員会